

一般社団法人スマイルゲート定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人スマイルゲートと称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、介護事業及び介護事業指導者・介護者等の育成促進を図り、介護全般に関する調査研究を行い、もって介護事業の健全な発展と国民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
2. 児童福祉法に基づく相談支援事業
3. 児童福祉法に基づく放課後等デイサービス
4. 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
5. 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
6. 障害児童等の発達支援及び地域支援のための環境整備事業
7. 老人福祉法に基づく老人居宅支援事業
8. 老人福祉法に基づく老人福祉施設
9. 介護保険法に基づく（介護予防）通所介護サービス、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）訪問介護及び夜間対応型訪問介護
10. 介護事業経営に関する調査研究及び指導
11. 介護事業経営に関するコンサルティングの実施
12. 介護事業経営に関する講演会、研究会、検討会等の開催

13. 介護事業経営に関する書籍、映像、資料の制作及び販売
14. 介護者等へのコーチング、カウンセリング及び相談事業
15. 印刷物、インターネット等による情報提供サービス
16. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、理事が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第7条 社員は、理事において別に定める退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第9条 前二条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構 成)

第10条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権 限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時社員総会は必要あるときに隨時これを招集する。

(招 集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第18条 当法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 1名以上7名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

- 第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事の過半数をもって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(役員の任期)

- 第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利

義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第23条 常勤の理事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 会 計

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第25条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならぬ。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類は、主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基 金

(基 金)

第26条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 投出された基金は、基金の投出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事において別に定めるものとする。

4 その他、基金の募集、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事において別途「基金取扱規程」を定め、これに従うものとする。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第27条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第28条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第29条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附 則

(最初の事業年度)

第30条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成25年 3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第31条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
設立時社員 清水 玲子

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
設立時社員 清水 英明

(設立時理事)

第32条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
理 事 清水 玲子

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
理 事 清水 英明

(設立時代表理事)

第33条 当法人設立当初の代表理事は次のとおりとする。

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
代表理事 清水 玲子

(定款に定めがない事項)

第34条 本定款に定めがない事項は、すべて「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」その他の法令の定めるところによるものとする。

上記一般社団法人スマイルゲート設立のため設立時社員の定款作成代理人である司法書士中地佳彦は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成24年 6月 8日

(設立時社員)

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
氏 名 清水 玲子

住 所 京都府八幡市橋本平野山85番地の8
氏 名 清水 英明

上記設立時社員の定款作成代理人

住 所 大阪市北区東天満二丁目6番8号篠原東天満ビル502号
氏 名 司法書士 中地 佳彦